

議案第 6 号

水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

水道事業の統合に伴い、君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 20 号）、君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 22 号）、君津市水道事業給水条例（平成 7 年君津市条例第 24 号）及び君津市水道事業の布設工事監督者を配置する布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 25 年君津市条例第 13 号）を廃止するとともに、君津市議会委員会条例（昭和 45 年君津市条例第 40 号）、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年君津市条例第 3 号）、君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）、君津市市民協働のまちづくり条例（平成 20 年君津市条例第 24 号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）、君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 21 年君津市条例第 18 号）及び特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年君津市条例第 32 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(君津市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年君津市条例第20号）
- (2) 君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年君津市条例第22号）
- (3) 君津市水道事業給水条例（平成7年君津市条例第24号）
- (4) 君津市水道事業の布設工事監督者を配置する布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年君津市条例第13号）

(君津市議会委員会条例の一部改正)

第2条 君津市議会委員会条例（昭和45年君津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「水道部の所掌に属する事項」を削る。

(君津市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

第7条第2項第2号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。

第6条において同じ。）」を削る。

第5条中「（企業職員である職員を除く。）」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条中「（企業職員である職員を除く。次条において同じ。）」を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

（君津市情報公開条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(1) 君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）第2条第1号

(2) 君津市市民協働のまちづくり条例（平成20年君津市条例第24号）第2条第8号

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第7条第1項中「君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。」を削る。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

（君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第7条 君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年君津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を「及び議会の規程」に改め、同条第3号中「、地方公営企業法第7条の規定により本市に設置される地方公営企業の管理者」を削る。

（特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

第8条 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条による改正 君津市議会委員会条例 (常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 経済環境常任委員会 8人 市民環境部の所掌に属する事項 経済部の所掌に属する事項 建設部の所掌に属する事項</p> <p> 農業委員会事務局の所掌に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 経済環境常任委員会 8人 市民環境部の所掌に属する事項 経済部の所掌に属する事項 建設部の所掌に属する事項 水道部の所掌に属する事項 農業委員会事務局の所掌に属する事項</p>
<p>第3条による改正 君津市個人情報保護条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 実施機関 市長_____、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産 評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(5) ～(10) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 実施機関 市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産 評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(5) ～(10) 省略</p>

(個人情報の収集制限)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 省略

(2) 法令等(法律、法律に基づく命令(国が定める告示、通達及び通知を含む。)、条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程

____を含む。)をいう。以下同じ。)に定めがあるとき。

(3)～(9) 省略

3 省略

第4条による改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員_____

のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与等に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員_____

(個人情報の収集制限)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 省略

(2) 法令等(法律、法律に基づく命令(国が定める告示、通達及び通知を含む。)、条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)をいう。以下同じ。)に定めがあるとき。

(3)～(9) 省略

3 省略

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第6条において同じ。)

のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与等に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員を除

_____に関する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）第26条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（報告）

第7条 省略

（法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社）

第8条 省略

（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）

第9条 省略

（法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合）

第10条 省略

（法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合）

第11条 省略

（法第10条第2項に規定する条例で定める事項）

第12条 省略

（採用された職員に関する一般職の職員の給与等に関する条例の特例）

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員_____

_____に関する一般職の職員の

_____に関する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）第26条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（企業職員である派遣職員の給与の種類）

第7条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

（報告）

第8条 省略

（法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社）

第9条 省略

（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）

第10条 省略

（法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合）

第11条 省略

（法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合）

第12条 省略

（法第10条第2項に規定する条例で定める事項）

第13条 省略

（採用された職員に関する一般職の職員の給与等に関する条例の特例）

第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員

である職員を除く。次条において同じ。）に関する一般職の職員の

給与等に関する条例第26条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第14条 省略

（報告）

第15条 省略

第5条による改正 君津市情報公開条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長_____、
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産
評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 省略

第5条による改正 君津市市民協働のまちづくり条例

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) ～(7) 省略

(8) 市の執行機関 市長_____、
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及
び消防長をいいます。

給与等に関する条例第26条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第15条 省略

（報告）

第16条 省略

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産
評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 省略

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) ～(7) 省略

(8) 市の執行機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及
び消防長をいいます。

第6条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項_____の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（_____以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

表 省略

2～5 省略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

表 省略

2～5 省略

(特定任期付水道部職員の給与の特例)

第9条 水道事業の管理者の権限を行う市長は、第2条第1項の規定により任期を定めて水道部に採用された職員（以下「特定任期付水道部職員」という。）には、給料表を設けて、給料を支給する。

2 特定任期付水道部職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第10条 君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年君津市条例第22号。以下「企業給与条例」という。）第3

(委任)

第9条 省略

第7条による改正 君津市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び議会の規程
_____をいう。
- (3) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会_____若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) ～(11) 省略

第8条による改正 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給

条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付水道部職員には、適用しない。

2 特定任期付水道部職員に対する企業給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」とする。

(委任)

第11条 省略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会、地方公営企業法第7条の規定により本市に設置される地方公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) ～(11) 省略

与の特例に関する条例

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第3条 省略

2 省略

(端数計算)

第7条 省略

(委任)

第8条 省略

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第3条 省略

2 省略

3 特例期間においては、任期付職員条例第9条第1項に規定する特定任期付水道部職員に対する給料月額及び休職者の給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については、任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

(君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例)

第7条 特例期間においては、君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年君津市条例第22号)第3条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額及び休職者の給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については、一般職給与条例第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員の例による。

(端数計算)

第8条 省略

(委任)

第9条 省略